

町名地番変更に伴う住所変更等手続き

土地区画整理事業の完了に伴う町名地番の変更により、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わります。

これに伴う住所変更などの手続きにつきましては、事業区域内にお住まいの方や事務所等を設置している事業者の皆様が、直接変更の手続きをしていただく必要のあるものと、市役所など関係機関が住所の書換え手続きを行うものがございます。

それぞれ代表的なものについて、以下のページによりご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

これら以外にも、勤務先等への届出、各種許認可・免許、預貯金通帳や生命保険、携帯電話など、住所の届出を要するものがございますので、ご自身が契約を結ばれている各機関に直接ご確認のうえ、所定の手続きをお願いします。

なお、各種手続きは、町名地番変更の実施日以降に行っていただきますようお願いいたします。

1. 皆様に住所変更の手続きをしていただくもの 2 ページ
 - 自動車関係 2 ページ
 - 住民登録・福祉・税関係 3～4 ページ
 - 不動産（土地建物）・法人登記関係 5 ページ
 - 保険・年金関係 5 ページ
2. 住所変更手続きが不要なもの 6 ページ
3. 一部変更手続きが必要なもの、
あるいは関係機関へのご確認が必要なもの 7 ページ
 - 「新旧の住所を確認できる書類について」 8 ページ
 - 「市役所、区役所等」の連絡先について 9 ページ

1 皆様に住所変更の手続きをしていただくもの

〈ご注意ください〉 住所変更手続きに際しては、「新旧の住所を確認できる書類」(8 ページをご覧ください)を必要とする場合があります。

■自動車関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所を確認できる書類」の提出が必要な場合の取扱い	手続きの期限
自動車運転免許証	運転免許センター TEL 022-373-3601 最寄りの警察署 (交番は不可)	○「新旧の住所を確認できる書類」(8 ページ参照) ○運転免許証 ○本籍の変更もある場合は「本籍変更のお知らせ」(6 ページ「戸籍簿」参照)も必要です。	原本提出 (確認後返却)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
自動車の所有者及び使用者	東北運輸局 宮城運輸支局 TEL 050-5540-2011	○「新旧の住所を確認できる書類」(8 ページ参照) ○自動車検査証 ○委任状(代理申請の場合) ※自動車検査証の住所が現在お住いの住所と異なる場合は、上記書類では手続きをとることができません。 ※上記書類が原則必要ですが、ケース毎に異なる場合がありますので、お問合せください。	写し(コピー) 提出で可	運輸業、タクシー等の営業車輛については、町名地番(住所)変更実施日以降、速やかに手続きを行ってください。
軽自動車の所有者及び使用者	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 TEL 050-3816-1830 ※一般社団法人 全国軽自動車協会 連合会宮城事務所 TEL 022-388-6033	○「新旧の住所を確認できる書類」(8 ページ参照) ○自動車検査証 ○代理申請の場合「申請依頼書」 ○所有者承諾書 ※所有者により必要な場合があります。詳しくは全国軽自動車協会連合会へお問い合わせ下さい。	写し(コピー) 提出で可	

■住民登録・福祉・税関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所を確認できる書類」の提出が必要な場合の取扱い	手続きの期限
【マイナンバー】 ・マイナンバーカード (プラスチック製:写真付) の住所変更	お住まいの区の区役所 戸籍住民課、総合支所 税務住民課 市役所・区役所等の電 話番号(9ページ参照)	○マイナンバーカード	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
住民基本台帳カード の住所変更(写真付 のみ)	お住まいの区の区役所 戸籍住民課、総合支所 税務住民課 市役所・区役所等の電 話番号(9ページ参照)	○住民基本台帳カード	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。
在留カード等の住所 変更	お住まいの区の区役所 戸籍住民課、総合支所 税務住民課 市役所・区役所等の電 話番号(9ページ参照)	○在留カード等	(提出不要)	お早めに変更手続きを行ってください。
障害者手帳(身体・ 療育・精神)をお持ち の方	お住まいの区の区役所 ・宮城総合支所障害高 齢課 市役所・区役所等の電 話番号(9ページ参照)	○お手持ちの障害者手 帳 ○印鑑	(提出不要)	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。 申請書は区役所・宮 城総合支所障害高 齢課窓口にありま す。
【市税】個人市民税 (特別徴収義務者 (給与支払者)の所 在地の変更手続き)	仙台市財政局税務部 市民税課 TEL 022-214-1009	○「新旧の住所を確認で きる書類」(8ページ参照) ○給与支払者の所在 地・名称変更届出書 ○履歴事項全部証明 書(写) ※履歴事項全部証明 書(写)については、 商業・法人登記があ る場合のみ変更後 の証明書(写)が必要 です。	写し(コピー) 提出で可	届出の期限はありません。 お早めに変更手続きを行ってください。

<p>【市税】法人市民税 (本店・支店の所在地・代表者等の変更手続き)</p>	<p>仙台市財政局税務部 市民税企画課 TEL 022-214-1102</p>	<p>○「新旧の住所を確認できる書類」(8ページ参照) ○法人等異動届出書 ○履歴事項全部証明書(写) ※履歴事項全部証明書(写)については、商業・法人登記がある場合のみ変更後の証明書(写)が必要です。</p>	<p>写し(コピー)提出で可</p>	<p>町名地番(住所)変更実施日から30日以内に届出を行ってください。</p>
<p>【県税】法人県民税 事業税 (本店・支店の所在地・代表者等の変更手続き)</p>	<p>仙台南県税事務所 TEL 022-248-2961 仙台中央県税事務所 TEL 022-715-0622 仙台北県税事務所 TEL 022-275-9119</p>	<p>○法人設立等届出書 ○登記事項証明書(写)</p>	<p>(提出不要)</p>	<p>町名地番(住所)変更実施日から1か月以内に届出を行ってください。</p>

■不動産(土地建物)・法人登記関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所を確認できる書類」の提出が必要な場合の取扱い	手続きの期限
土地建物の登記簿 (所有者の住所変更) ※表題部(土地建物の表示)は法務局で書き換えますので、手続きは不要です。(7ページ参照)	仙台法務局 TEL022-225-5767 (不動産登記部門) ※登記手続案内は電話で行っております。〈要予約〉	○「新旧の住所を確認できる書類」①または②のみ(8ページ参照) ③住民票は使用できません。 ○登記申請書 ○印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の住所が町名地番変更通知書または証明書と異なる場合には、住所の変遷がわかる住民票の写し等が必要になります。	次のどちらかによります。 ・原本提出 ・原本及び写し(コピー)提出(登記完了後に原本還付)	届出の期限はありません。 所有権移転の登記を行う際、同時に行ってください。 <u>なお、換地処分</u> の登記が完了するまで登記事務は停止(土地区画整理法第107条第3項)されますので <u>ご注意ください</u> 。(仙台法務局のホームページをご確認ください。)
商業・法人登記 (法人の所在地、代表者等の住所変更)	仙台法務局 TEL022-225-5748 (法人登記部門) ※登記手続案内は電話で行っております。〈要予約〉	「新旧の住所を確認できる書類」①または②のみ(8ページ参照) ③住民票は使用できません。 ○登記申請書 ○届出印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の所在地、住所が町名地番変更通知書または証明書と異なる場合には、別途、所在地、住所変更の登記申請が必要になります。	(提出不要)	町名地番(住所)変更実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に届出を行ってください。

■保険・年金関係

項目	届出・問合せ先	必要な書類等	「新旧の住所を確認できる書類」の提出が必要な場合の取扱い	手続きの期限
国民年金・厚生年金を受給されている方のうち、 <u>毎年、年金事務所に現況届を提出されている方</u>	日本年金機構 仙台南年金事務所 TEL 022-246-5111 仙台北年金事務所 TEL 022-224-0891 仙台東年金事務所 TEL 022-257-6111 街角の年金相談センター仙台 TEL 022-262-5527	○年金受給権者住所変更届 ※来所される場合は、運転免許証やパスポートなどの本人確認ができるものがが必要です。 ※届出書は年金事務所、街角の年金相談センターに提出してください。 ※国民年金の届出書は年金事務所、街角の年金相談センターのほか区役所保険年金課にもあります。	(提出不要)	届出の期限はありません。 町名地番(住所)変更実施日以降、お早めに変更手続きを行ってください。
社会保険・厚生年金に加入している方及び国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)	勤務先の社会保険担当部署	勤務先の社会保険担当部署にお問い合わせください。		
共済年金を受給されている方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。		

2 住所変更手続きが不要なもの

市役所・区役所等の電話番号(9ページ参照)

項目	※印に注意事項など記載しておりますので、是非ともご確認ください。
住民基本台帳(住民票の写し) 印鑑登録原票(印鑑登録証明書)	手続きは不要です。区役所で書き換えます。
戸籍簿 (戸籍全部(個人)事項証明書等)	手続きは不要です。区役所で書き換えます(町名地番変更をする区域に本籍がある場合)。町名地番(住所)変更実施日以降、本籍変更のお知らせをお送りします。 ※現住所と本籍の町名や地番が違う場合は、変更後の住所と同じにはなりません。住所と同じにする場合は「転籍届」の手続きが必要になります。
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	手続きは不要です。被保険者証は有効期限までそのままお使いいただけます。なお、新しい被保険者証は、後期高齢者医療は7月中に、国民健康保険は9月中にお送りしますが、それまでに住所を書き換えたい方は、区役所保険年金課へご相談ください。
介護保険被保険者証	手続きは不要です。新住所の被保険者証を区役所よりお送りします。
①子ども医療費助成受給者証 ②母子・父子家庭医療費助成受給者証 ③心身障害者医療費助成受給者証	手続きは不要です。なお、各受給者証の住所欄を新住所に書き換えたい方は、①②は区役所保育給付課、総合支所保健福祉課③は区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課へご相談ください。
敬老乗車証	そのままお使いいただけます。
食品営業関係(飲食店営業等)、理美容所、クリーニング営業、興行場、旅館業、公衆浴場、温泉、簡易給水施設等、小規模簡易給水施設、遊泳用プール、特定建築物(ビル管)	許可書等をお持ちの場合は、有効期限までそのままお使いいただけます。 ※新住所での営業証明が必要な飲食店営業者等の方は、施設の所在する区の区役所衛生課へお問い合わせください。
墓地・納骨堂等経営許可	そのままお使いいただけます。
結核指定医医療機関指定通知書	手続きは不要です。
薬局、医薬品店舗販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、特定毒物研究者、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、病院、診療所、施術所、衛生検査所	許可証(登録票)等をお持ちの場合は、有効期限までそのままお使いいただけます。 ※新住所での許可証(登録票)等が必要な場合については、書換え申請(有料)が必要になります。(病院、診療所、施術所は除く)。詳しくは、市役所健康福祉局健康安全課へお問い合わせください。
国税(所得税、消費税、法人税等)	国税に関する住所変更は、納税地の所轄税務署で行います。
上下水道使用者	上下水道に関する住所変更は、水道局で行います。
郵便局(郵便物関係)	住所変更については、市役所から郵便局に通知しております。なお、郵便局取扱いの郵便物は、住所変更後約1年間に変更前の住所(旧住所)が書かれた郵便物でも配達されます。
旅券(パスポート)	手続きは不要です。パスポートの裏表紙の内側に所持人記入欄があるパスポートをお持ちの方は、住所に二重線を引いて、変更後の住所に訂正してください。

3 一部変更手続きが必要なもの、あるいは関係機関へのご確認が必要なもの

項 目	変更手続きに係る記載をしておりますので、是非ともご確認ください。
土地建物登記簿(表題部)	<p>不動産登記簿の表題部(土地・建物の表示)のみ、仙台法務局で書き換えます。</p> <p>※ただし、<u>所有者の住所変更の手続きは必要</u>ですので、5 ページをご参照のうえ手続きをお願いします。</p>
国民年金・厚生年金を受給されている方	<p>日本年金機構に住民票コードが登録されている方の届出は原則として手続き不要です。</p> <p>※ただし、<u>毎年、年金事務所に現況届を提出されている方は「年金受給権者住所変更届」の提出が必要</u>ですので、5 ページをご参照のうえ手続きをお願いします。</p>
国民年金被保険者名簿 (年金未受給の方)	<p>原則として手続きは不要です。</p> <p>※ただし、<u>国民年金第3号被保険者は、配偶者の勤務先に届出が必要</u>です。(5 ページをご参照願います)</p>
市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	<p>市税に関する住所変更は、市役所で行います。</p> <p>※ただし、<u>個人市民税(特別徴収義務者)及び法人市民税に係る届出は必要</u>ですので、4 ページをご参照のうえ手続きをお願いします。</p>
市ガス使用者	<p>住所変更については、市役所から左記事業者に通知しますので、実施日以降に事業者で新住所に書き換えいたします。なお、別途手続きが必要な場合は、事業者からご連絡いたします。</p>
電気(東北電力株)使用者 NHK 放送受信契約者	<p>住所変更については、市役所から左記事業者に通知しておりますので、住所変更手続きの要否については、各事業者にお問合せの上、ご対応をお願いします。</p>
固定電話(NTT および通信各社、IP 電話を含む)や携帯電話	<p>ご契約されている通信事業各社やプロバイダ各社にお問い合わせください。</p>

～「新旧の住所を確認できる書類」について～

住所変更手続きに必要な「新旧の住所を確認できる書類」とは、次の①～③のいずれかになります。

① 町名地番変更通知書

土地区画整理事業の整備が完了(換地処分公告)することに伴い、住所(町名地番)が変更されますが、その際に送付される文書が「町名地番変更通知書」です。この通知書は、住所(町名地番)の変更実施日時点において、変更地区内に住民登録をされている皆様、あるいは事業実施者が実施した調査等により事業所や営業所などの所在が確認できた事業者の皆様へ送付しております。

この通知書は、町名地番(住所)の変更を証明する書類として、下記②の証明書と同様に、各種の住所変更等手続きの際にご利用いただけます。

② 町名地番変更証明書

土地区画整理事業の実施に伴う町名地番(住所)の変更を証明するものです。

申請は、『仙台市 市街地整備課』(市役所二日町第五仮庁舎6階)の窓口、または、郵送で行うことができます。必要書類等は次のとおりです。(手数料は無料です。)

申請方法	必要書類等
窓 口	(1) 必要事項を記入した申請書(申請書用紙は市街地整備課窓口にあります。) (2) 申請者(窓口にいらっしゃる方)の本人確認書類(運転免許証等)
郵 送	下記(1)～(3)の書類等を、〒980-8671(住所記入不要) 仙台市市街地整備課あてに郵送してください。 (1)必要事項を記入した申請書(申請書用紙は仙台市ホームページの「申請書・届出書様式のダウンロードサービス」【 https://www.city.sendai.jp/shigaichisebi-kanri/download/bunyabetsu/kenchiku/chome/shinsesho.html 】からダウンロードしてください。 (2)申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写し (3)送付先を記入し必要額の切手を貼った返信用封筒

③ 住民票の写し(「住所の履歴」が記載されたものに限ります。ただし、法務局への不動産登記および法人登記の変更登記申請には使用できません。)

各区役所戸籍住民課・各総合支所税務住民課・仙台駅前サービスセンター・各証明発行センターの窓口で、交付請求ができます。(1通 300円)

※ 交付請求の際に、「区画整理により変更になった「住所の履歴」の記載が必要」であることを必ずお伝えください。

※ コンビニエンスストアのマルチコピー機では、「住所の履歴」などを記載した住民票の写しは発行できませんので、必ず「窓口」で交付を受けてください。

※ 住民票の写しと併せて、住民票除票の写しの交付請求が必要となる場合もあります。

■市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所	TEL 022-261-1111(代)
青葉区役所	TEL 022-225-7211(代)
宮城野区役所	TEL 022-291-2111(代)
若林区役所	TEL 022-282-1111(代)
太白区役所	TEL 022-247-1111(代)
泉 区役所	TEL 022-372-3111(代)
宮城総合支所	TEL 022-392-2111(代)
秋保総合支所	TEL 022-399-2111(代)

■町名地番変更証明書に関することのお問い合わせ先

仙台市 都市整備局 市街地整備部 市街地整備課 管理係 TEL 022-214-8309(直通)

■仙台市ホームページ

◇仙台市トップページ【ホームページ】 <https://www.city.sendai.jp/>

[ホームページ](#) ⇒ [くらしの情報](#) ⇒ [住みよい街に](#) ⇒ [都市開発](#) ⇒ [土地区画整理](#)

令和4年9月発行:仙台市